投稿要領

1．本会誌は歯科矯正学の進歩，発展をはかることを目的としており，歯科矯正学および関連分野の論文などを掲載するものとする．論文は「原著」,「臨床論文」,「総説」,「症例報告論文」,「クリニカルヒント」,「資料」,「報告」,「その他」に分類する．すべての論文は本投稿要領に準じて作成するものとし，原著および臨床論文，症例報告論文に関しては付記を参考にする．

2．1．の論文種別は下記のとおりとし，投稿時に著者が選択し，査読の上，委員会で決定する．

1）原著：独創性に富み，主張が明確かつ十分な新知見を認め，研究目的，方法，結果，考察，参考文献など，論文としての形式が整っているもの．

2）総説:ある特定のテーマに関して，1つまたはそれ以上の学問分野における知見を多面的に広く概観したもの．あるいは，最近の発展・問題点を中心に解説し考察したもの．

3）臨床論文：原著のような新知見はないが，臨床における知見（複数の症例にわたる報告，装置の工夫など）を取りまとめ，原著と同様，論文としての形式が整っているもの．

4）症例報告論文：矯正歯科治療における稀有な症例や独特な治療法，また，通常と異なる転帰をとった症例など，臨床的に意義のある報告論文で，本会の症例報告の形式に従ったもの．

5）クリニカルヒント：論文の形式をとっていない，矯正歯科臨床において意味のある著述や提言で，会員およびスタッフにとっての診療のレベルを向上させるような示唆を含むもの．

6）資料：矯正歯科学の発展において，臨床や研究の現場において何らかの示唆をもたらし，資料的価値のあるもの．

7）報告：本会の活動報告，大会報告，例会報告等にあたり，編集委員会より依頼し，掲載するもの．

8）その他：上記に含まないもの．

3．本誌は年2回，1月，8月に発行する．

4．筆頭著者は本会正会員または準会員に限るが，準会員が筆頭著者の場合には，1名以上の正会員が共著者であることを要する．但し理事会が認めたものはその限りではない．著者が非会員の場合はそれを明記する．筆頭著者が正会員以外の場合には，本会の依頼論文を除き，筆頭著者は本会の定める投稿料を別途支払う．

5．投稿論文は他誌に未発表のものに限る．本誌への掲載を受理された論文は日本語または他の言語を用いて，同じ形と内容で他誌に発表する場合には理事会の同意を必要とする．

6．論文掲載にかかる費用については下記のとおりとする．

1）それぞれの論文は原則として本誌(A4サイズ)で下記のページ以内とする．通常，文字のみで1ページは約2,000字（原稿用紙5枚程度）になる．

2）所定のページ以内の組み版は本会負担とするが，それ以外の超過分については全額著者負担とする．なお発送費も著者負担とする．ただし編集委員会が認めた場合はその限りではない．

【原著】【報告】----------8ページ
【臨床論文】【総説】【症例報告論文】【資料】【その他】----------6ページ
【クリニカルヒント】----------4ページ

3）別刷りに関しては，論文掲載時に希望があれば，会員の原著，本会依頼論文に限り，50部無償で提供することができる．ただし，編集委員会が認めた場合はその限りではない．
そのほかの場合は，論文掲載時に著者負担で申し込むことができる．

7．論文はできるだけ簡潔に記述されたもので，平仮名，常用漢字，現代仮名遣いを用い，“である”調で書く．固有名詞，特殊な用語以外は，原則としてカタカナ表記とする．計量単位は単位記号を使用する．句読点は（.）（,）を使用する．

8．論文はパーソナルコンピューターにて，ソフトはワード（Ver. 2009以上），MS明朝体のフォントを使用し，A4判用紙に40字×20行（800字），10ポイントの文字で印字する．

9．論文には表紙を付け，論文表題，著者名，キーワード（5語以内），論文表題の英訳，著者名のローマ字表記（姓は大文字），英文キーワード（5語以内），ランニングタイトル（40文字以内），所属支部名，著者所属機関，別刷り請求先を順に記載し，本文の前には要約（300～600字）を付ける．

10．参考論文は以下の形式で表記する．

1）引用文献は引用順に列記し，邦文，欧文の区別なく，本文中の氏名または文章の末尾に一連番号を付け，本文中の該当個所にも右肩にアラビア数字で片括弧をつけて示す．

2）文献の書き方は，雑誌のとき,␣著者名.␣論文表題.␣雑誌名（略誌名でよい）␣西暦発行年:巻数（号数不要）:通巻ページ（最初のページ−最後のページ).␣とし（記載例参照），単行本のとき，著者名.␣章題名.␣編者名

Presented by Medical*Online

□書名□版□発行地：発行所□西暦発行年：引用ページ（最初のページ－最後のページ）□の順とする（記載例参照）.

3）著者名は，著者が4名以下のときは全員，5名以上のときは初めの3名までを書き，あとは「他」または「et al.」と省略する．欧文の場合には，著者の姓，名前の頭文字の順に書き，共著者があれば，最後の著者名の前に接続詞（and, und, et など）を入れる．この場合＆は用いない．

4）学会発表の抄録を引用文献として記載しない．

記載例（雑誌）

1）○田○，○原○也，○来○史，他．ウサギ大脳皮質咀嚼野電気刺激により誘発された咀嚼様顎運動時の作業側下顎頭運動と咬筋・外側翼突筋の活動．Orthod Waves-Jpn Ed 2007；66：123-133.

2）Miller, A. J, Vergervik, K., Chierici, G. Experimentally induced neuromuscular changes during and after nasal airway obstruction. Am J Orthod 1984；85：385-392.

記載例（単行本）

3）榎　恵．歯科矯正学．第2版．東京：医歯薬出版，1982：70-75.

4）Graber, TM. Orthodontics, Principles and practice, 2nd ed.
Philadelphia, London：WB. Saunders, 1967：119-121.

11. 図および表

1）図および表は，A4判用紙を用いて1枚ずつ作成し，表または図ごとに通し番号（表1，表2，…）（図1，図2，…）を付ける．この際，写真は図として通算する．表および図の用紙1枚ずつに，その右下端に著者名（共著のときは筆頭者名）と表または図番号を必ず記する．

2）図および表の本文挿入箇所は本文欄外に朱書きする．

3）図および表にはタイトル（ゴシック体で印刷する）または説明文を付ける．タイトルにはピリオドを付けない．邦文を原則とする．本文を読まなくても内容を理解できる程度のものが望ましい．表のタイトルは表の上に記すが，それ以外の説明は表の下に記す．図のタイトルおよび説明文は図の下におくか，別紙としてまとめて図に続けて添付する．

4）本文とは別のページに写真などを図版プレートとして掲載する場合，その説明文は原稿の最後「付図説明」として一括して掲げる．

5）顔面写真（正貌・側貌）：初診時，動的治療終了時，最終資料採得時（顔写真には「目隠し」を施して，その人物が特定できないよう配慮されたい）・口腔内写真または石膏模型写真（正面，左側面，右側面，上顎咬合面観，下顎咬合面観）：初診時，動的治療終了時，最終資料採得時・パノラマX線写真：初診時，動的治療終了時，最終資料採得時・側面頭部X線規格写真の重ね合わせ：全体，上顎，下顎（第1期治療開始時（黒）・第1期治療終了時（橙）・第2期治療開始時（青）・第2期治療終了時（赤）・保定中または保定後（緑））
・側面頭部X線規格写真分析表：（計測項目）SNA，SNB，ANB，FMA，FMIA，U1-SN など日本矯正歯科学会認定医申請にて行う分析項目を記載し，他に必要な項目があれば追加しても構わない．

12. 写真はデジタルデータまたはプリントで投稿し，トリミングの指定は別にプリント，またはコピーしたものに指示する．デジタルで投稿する場合はレイアウトした写真データのほかに，デジタル写真の場合は1 MB～2 MB，スキャナーで写真を取り込む場合は300～400 dpi の元の画像データを TIFF，JPEG，EPS，BMP 形式で CD-R または DVD-R にて提出する．

13. 編集委員会の査読後の最終原稿については，印刷した原稿とともにデジタルデータ原稿も提出する．メディアは CD-R または DVD-R を用い，アプリケーションはワード，エクセル，パワーポイントを用い，ソフトの Version を明記する．なお，作業時の事故による損傷も考慮し，バックアップをとっておく．

14. 投稿論文には受付通知を出す．本投稿要領に当てはまらないものは受付けない．

15. 投稿論文の内容について編集委員会で審議し，必要に応じ編集委員会が委嘱した2名以上の査読者に見解を諮問したうえで，その採否，論文種別および掲載巻号を決定する．受理論文は論文掲載予定証明書を発行する．受理論文は論文種別および受理された日付順に掲載する．掲載にあたっては受付日付および受理日を印刷する．

16. 別刷りの作成および発送費は著者負担とする．但し理事会が認めた場合はその限りではない．

17. 本誌に掲載された著作物の著作財産権（複製権，公衆送信権）は本会に帰属するものとする．
本会著作物の転載にあたっては，「転載許可申請書」を正副2部，本会編集事務局に送付し，あらかじめ許可を得たうえで使用すること．送付された申請書は，委員会で審議のうえ，転載を認める場合，1通は事務局で保管，1通は申請書に本会の捺印をしたものを折り返し送付する．
また，引用に関しては適用引用（著作権法第32条）の範囲内において，引用者の責任で，適切な引用処理を行う

Presented by Medical*Online

こと．上記に当てはまらない引用の場合は，転載の場合と同様，「転載許可申請書」を提出し，あらかじめ許可を得て使用すること．転載物の出所明示は著作権法第48条に基づき行うこと．また，転載物の再転載は行わないこと．

18. 原稿は，原本とコピー2部（本文・図表とも）を編集委員会指定の宛先に書留もしくはレターパックで郵送する．
19. 投稿論文は，ヒトを対象とする場合はヘルシンキ宣言（本会ホームページに掲載）を遵守し，その精神に基づいて「倫理的に行われたこと」，かつ「患者あるいは被験者との間にインフォームドコンセントがかわされたこと」の明記を必要とする．また，動物実験は「動物実験に関する所属研究所機関の指針」に基づいて倫理的に行われた旨の明記を必要とする．
20. ヒトを対象とする臨床研究の場合は，ヘルシンキ宣言に従い，全員の同意文書と研究倫理審査委員会審査結果通知書の写しを添付するのが望ましい．なお，投稿原稿の「方法」の項に承認した研究倫理審査委員会の名称および承認番号を明記する．
21. 投稿論文の内容について，利益相反に関する事項がある場合は，原稿中（文献の前）に該当事項の詳細を記載する．利益相反に関する事項のない場合も，同じ場所に「論文の内容に関し，利益相反に関することはなし」等を記載する．
22. 共著者がいる場合は，前述の19～21のことについては，代表著者が全員に確認をしたうえで，代表著者の責任において記載をする．
23. 原稿受付は第1号　4月30日，第2号　9月30日とする．（消印有効）

付　則

1．本投稿要領は平成12年11月30日から施行する．
2．本投稿要領は平成17年12月16日から施行する．
3．本投稿要領は平成22年2月1日から施行する．
4．本投稿要領は平成24年6月13日から施行する．
5．本投稿要領は平成27年8月20日から施行する．
6．本投稿要領は平成29年1月19日から施行する．
7．本投稿要領は令和元年9月19日から施行する．
8．本投稿要領は令和6年1月11日から施行する．
9．本投稿要領は令和6年11月14日から施行する．
10．本投稿要領は令和7年11月13日から施行する．
11．本投稿要領は理事会の審議のうえ変更できる．

付記

論文の作成においては，令和6年8月発行の「投稿の手引き」を参考のこと．

Presented by Medical*Online